

## 〔別紙〕

## 様式1

## 事業報告書

(自 令和 4年 8月 1日 至 令和 5年 7月 31日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 市原内科皮膚科

①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人□ 出資額限度法人  その他③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 山口県萩市塩屋町21

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 8年 12月 16日

(4) 設立登記年月日 平成 8年 12月 26日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	市原 隆	診療所管理者
理事	市原 巍	
同	市原 令子	
同	市原 加代子	
同	市原 恒平	
監事	藤沢 順子	
評議員		設置なし

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	市原内科皮膚科	山口県萩市塩屋町21	なし

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。  
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議会で議決又は同意した事項

令和 4 年 9 月 27 日 令和 3 年度決算の決定  
令和 年 月 日 定款の変更  
令和 年 月 日 社員の入社及び除名  
令和 年 月 日 理事、監事の選任、辞任の承認  
令和 5 年 7 月 22 日 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定

## 様式2

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

法人名 医療法人 市原内科皮膚科  
 所在地 山口県萩市塩屋町21

財産目録  
(令和5年 7月 31日 現在)

1. 資産額	30,935千円 ✓
2. 負債額	2,235千円 ✓
3. 純資産額	28,700千円 ✓

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	29,526 ✓
B 固定資産	1,409 ✓
C 資産合計 (A+B)	30,935 ✓
D 負債合計	2,235 ✓
E 純資産 (C-D)	28,700 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

建物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 様式3-4

法人名 医療法人 市原内科皮膚科  
 所在地 山口県萩市塩屋町21

※医療法人整理番号 □□□□

貸 借 対 照 表  
 (令和 5年 7月 31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	✓ 29,526	I 流動負債	✓ 2,235
II 固定資産	✓ 1,409	II 固定負債	0
1 有形固定資産	✓ 576	負債合計	✓ 2,235
2 無形固定資産	✓ 491	純資産の部	
3 その他の資産	✓ 342	科目	金額
		I 資本金	✓ 15,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	✓ 13,700
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	✓ 28,700
資産合計	✓ 30,935	負債・純資産合計	✓ 30,935

## 様式4-2

法人名 医療法人 市原内科皮膚科  
 所在地 山口県萩市塩屋町21

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和 4年 8月 1日 至 令和 5年 7月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	61,271
2 事業費用	68,165
本来業務事業損失	6,894
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	6,894
II 事業外収益	7,837
III 事業外費用	0
経常損失	943
IV 特別利益	47
V 特別損失	0
税引前当期純損失	990
法 人 税 等	182
当期純損失	808

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監事監査報告書

医療法人 市原内科皮膚科  
理事長 市原巖殿

私は、医療法人 市原内科皮膚科 の 令和 4 会計年度(令和 4 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成 5 年 9 月 26 日

医療法人 市原内科皮膚科

監事 藤沢順子

